

地方職員共済組合の長期給付事業におけるマイナンバー

(個人番号) に関するお知らせ

当組合では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、年金受給者、年金受給者の税法上の扶養親族及び控除対象配偶者（以下「扶養親族等」という。）のマイナンバーを下記の目的及び事務の範囲に利用することをお知らせします。

- 年金等給付の決定、支給に関する事務
- 年金等給付に係る源泉徴収票等作成事務

なお、当組合では、下記の方法でマイナンバーを取得します。

	取 得 方 法
年金受給者のマイナンバー	年金受給者のマイナンバーについては、地方公共団体情報システム機構から取得します。そのため、当組合に対し、直接マイナンバーを提出していただく必要はありません。
扶養親族等のマイナンバー	扶養親族等のマイナンバーについては、当組合に対し提出する「扶養親族等申告書」に記載していただきます。